平成２７年（フ）第２９０号
神奈川県藤沢市下土棚1053番地　広田荘101
債務者　増田貴久子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６１号
神奈川県藤沢市本町３丁目17番18―402号
債務者　高野　晴海（旧姓磯・森、旧名はる美）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４１号
静岡県島田市元島田東町9184番地の６　雇用促進住宅道下宿舎１棟401号室
債務者　鶴見　正夫
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６９号
静岡県牧之原市細江6237番地１　ヴィラ榛原302
債務者　鈴木　寿徳
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４号
静岡市駿河区高松1923番地の１　シーグリーン高松202号、旧住所静岡市駿河区中島3039番地の１　コーポシティサイド102号
債務者　中山　晴美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９号
長崎県松浦市福島町端免393番地11、従前の住所長崎県松浦市福島町塩浜免635番地57、従前々の住所佐賀県唐津市重河内562番地12
債務者　川村　幸子（旧姓鬼木）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第１０５４号
東京都府中市白糸台１丁目53番地の13シャルムコート白糸台101
債務者　井上　秋子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４３号
東京都立川市羽衣町３丁目21番15号レオパレス羽衣205号
債務者　松本めぐみ（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９９号
東京都町田市中町２丁目11番９号
債務者　東條　広一
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３６７号
東京都足立区島根３丁目19―８―102
債務者　佐藤　朝幸
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５５号
横浜市港北区高田東４丁目22番30号　206号室
債務者　濱津　拓弥
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０８号
横浜市金沢区並木１丁目２番１―1111号
債務者　中島　雅子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５１号
横浜市都筑区新栄町７番13号　サンワハイツ205
債務者　古川　泰子（旧姓堂の前・徳増・加藤）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２号
岡山市北区大安寺東町22番17号昭和ビル２Ｆ205号室、住民票上の住所岡山市北区大安寺東町22番17号205号室
債務者　關本　惠子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１０号
岡山市北区今保95番地８
債務者　西崎眞利子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部